

情報機器作業の作業区分に応じた労働衛生管理の進め方

作業区分	作業区分の定義	作業の例（注3）	労働衛生管理の進め方			
			作業環境管理	作業管理	健康管理	労働衛生教育
(注1)	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの ・作業中は常にディスプレイを注视する、又は入力装置を操作する必要がある ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターで相談対応（その対応録をパソコンに入力） モニターによる監視・点検・保守 パソコンを用いた校正・編集・デザイン プログラミング CAD作業 伝票処理 テープ起こし（音声の文書化作業） データ入力 	「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の本文（以下「本文」という。）の4及び6により環境整備を行うこと。	「本文」の5及び9(1)イにより作業管理を行うこと。	「本文」の7及び9(1)ロにより健康管理を行うこと。	「本文」の8により労働衛生教育を行うこと。
(注2)	上記以外の情報機器作業対象者	<ul style="list-style-type: none"> 上記の作業で4時間未満のもの 上記の作業で4時間以上ではあるが労働者の裁量による休憩をとることができるもの 文書作成作業 経営等の企画・立案を行う業務（4時間以上のものも含む。） 主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務（4時間以上のものも含む。） 経理業務（4時間以上のものも含む。） 庶務業務（4時間以上のものも含む。） 情報機器を使用した研究（4時間以上のものも含む。） 	「本文」の4及び6により環境整備を行うこと。	「本文」の5により作業管理を行うこと。	「本文」の7及び9(2)イにより健康管理を行うこと。	「本文」の8により労働衛生教育を行うこと。

注1：作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの（全ての者が健診対象）

注2：上記以外のもの（自覚症状を訴える者のみ健診対象）

注3：「作業の例」に掲げる例はあくまで例示であり、実際に行われている（又は行う予定の）作業内容を踏まえ、「作業区分の定義」に基づき判断すること。

情報機器作業に関する健康診断の概略

(情報機器ガイドラインの 7 の (1) 関係)

配置前健康診断

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）

- 眼科学的検査
 - ・遠見視力の検査（矯正視力のみでよい。）
 - ・近見視力の検査（50cm 視力又は 30cm 視力）（矯正視力のみでよい。）
 - ・屈折検査（問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は、省略可）
 - ・眼位検査（自覚症状のある者のみ）
 - ・調節機能検査（自覚症状のある者のみ）

- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査（問診において異常が認められない場合は、省略可）
 - ・その他医師が必要と認める検査

定期健康診断

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）

- 眼科学的検査
 - ・遠見視力の検査（矯正視力のみでよい。）
 - ・近見視力の検査（50cm 視力又は 30cm 視力）（矯正視力のみでよい。）
 - ・眼位検査（医師の判断による）
(40 歳以上の者が対象)（問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は、省略可）
 - ・調節機能検査（40 歳以上の者が対象）（問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は、省略可）
 - ・その他医師が必要と認める検査

- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査（問診において異常が認められない場合は、省略可）
 - ・その他医師が必要と認める検査